法及び条例に基づく届出書類

届 出 書 類	届出事由	届出義務者	届出期限
公共下水道使用開始	(1)特定施設の有無にかかわ	公共下水道を使用し	あらかじめ
(変更)届	らず 5 0 m³以上の汚水を排除	ようとする者及び下	
	する日が1日でもある場合、又	水の量、水質を変更	
様式第四	は汚水の量にかかわらず排除基	使用とする者	
	準に適合しない下水を流そうと		
	するとき		
	(2) (1) の届出に係る下水	=	
	の量又は水質を変更しようとす		
	るとき		
公共下水道使用開始	上記に該当しない特定施設設置	公共下水道を使用し	あらかじめ
届	者が公共下水道を継続して使用	ようとする者	
	するとき		
様式第五	, , , , ,		
特定施設設置届出書	公共下水道(終末処理場を設置	当該特定施設を設置	特定施設を設置しよ
	しているものに限る)を使用す	しようとする者	うとする60日前ま
様式第六	る者が特定施設(特定施設番号		でに届け出る
10,120,130	66の2を除く。以下同じ。)		(1-/11/7)
	を設置して公共下水道を使用す		
	るとき		
	(1) 既に公共下水道を使用し		
	ている事業場が新たに特定施設		
	を設置しようとする場合		
	(2)特定施設を既に設置して		
	いる事業場が新たに別個の特定		
	施設を設置しようとする場合		
	(3) 既に設置している特定施	=	
	設の使用を廃止して新しい特定		
	施設を設置する場合		
	(4)特定施設のある事業場を	=	
	設置して公共下水道を使用しよ		
	うとする場合		
	(1)公共下水道(終末処理場	当該施設を設置して	当該施設が特定施設
	を設置しているものに限る)に	いる者(設置の工事	になった日から30
様式第七	下水を排除している事業場に既	をしている者を含む	日以内
	に設置されている施設(又はエ		
	事中の施設)が新たに特定施設	,	
	に指定されたとき		
	(2)従来特定事業場から公共	当該特定施設を設置	公共下水道(終末処
	用水域に汚水を排出していた者	している者	理場を設置している
	が終末処理場を設置する公共下		ものに限る。)を使
	水道を使用することとなったと		用することとなった
	き		日から30日以内
	(3)終末処理場が設置されて	1	
	いない公共下水道に終末処理場		
	が設置され当該公共下水道を使		
	用する特定事業場が下水排除基		
	準の適用をうけることとなった		
	とき		
		<u>I</u>	

届出書類	届出事由	届出義務者	届出期限
	特定施設設置届出書又は特定施	当該特定施設を設置	特定施設の構造等の
更届出書	設使用届出書を届出済の特定事	している者	変更をしようとする
人 福田日	業場が特定施設の構造、使用の		60日前までに届け
様式第八	方法、汚水の処理の方法、下水		出る
1X L (37 / 1	の量及び水質、用水及び排水の		Ш
	系統を変更しようとするとき		
 氏名変更等届出書	(1)特定施設の届出に係る氏	当該特定施設を設置	変更の日から30日
人们及艾奇曲山首	名、名称、住所、法人にあって	している者	以内
様式第十 様式第十	はその代表者の氏名に変更があ		Wh.
1 1 	ったとき		
	」たとさ (2) 工場又は事業場の名称及		
	(こ) 工場スは事業場の石标及 び所在地に変更があったとき		
 特定施設使用廃止	届出済みの特定施設の使用を廃	当該特定施設を設置	使用廃止の日から
届出書	止したとき	した者	30日以内
		0724	O D D D D
様式第十一			
承継届出書	 (1)特定施設設置又は使用の	承継者	承継があった日から
	届出をした者から、特定施設を	/ 1 mp	30日以内
様式第十二	譲り受け又は借り受けたとき		
14.24N3 1 —	(2)特定施設設置又は使用の		
	届出をした者について相続、合		
	併又は分割があったとき		
除害施設新設(増設・	除害施設を新設もしくは増設、	当該除害施設の新設	工事着手の30日前
改築)届出書	改築するとき	増・改築をしようと	までに届け出る
7X/ /B B	(特定施設の届出をするとき	する者	0. (1-)H.) H
別記第十一号	は不要)		
除害施設新設(増設・	除害施設を新設もしくは増設、	当該除害施設を設置	工事完了の日から5
改築)工事完了届出	改築の工事が完了したとき	している者	日以内
書			
別記第十二号			
除害施設氏名変更等届	届出者の氏名、住所又は事業場	当該除害施設を設置	変更の日から30日
出書	の名称、所在地に変更があった	している者	以内
	とき		
別記第十三号			
除害施設使用休止((1)除害施設の運転を一時休	当該除害施設を設置	使用廃止の日から3
廃止)届	止したとき	している者	0 日以内
	(2)除害施設を撤去もしくは		
別記第十三号の二	廃止等を行ったとき		
承継届	届出者の地位を承継したとき	承継者	承継の日から30日
			以内
別記第十四号			
除害施設管理責任者	除害施設管理責任者を選定	選任したもの	除害施設設置後20
選任届出書	したとき		日以内に選任
別記第十五号			